

● 帰化許可申請

帰化とは

帰化とは外国の国籍を離脱して、日本国籍を取得することであり、帰化が許可された場合は日本の戸籍が作られます。

帰化には一般的な普通帰化と地縁関係、血縁関係によって手続きが簡素化される簡易帰化、日本に特別な功労があった外国人に対して帰化条件を問われない大帰化の3種類があります。

帰化するための要件

- その1 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
 - ・同居の家族も一緒に申請する場合、妻と子は日本での居住歴が3年以上あれば申請可能

- その2 20歳以上で本国法によって能力を有すること。
 - ・家族で申請する場合であれば、子供は20歳未満でも大丈夫です。

- その3 素行が善良であること。
 - ・会社経営者であれば、適切な所得申告や納税義務が重要です。
 - ・交通違反も注意しなければなりません。

- その4 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。
 - ・帰化許可申請者は、自分または生計を同じにする配偶者その他の親族によって生計をたてることができなければなりません。
 - ・特に高収入、多資産である必要はありませんが、負債が多いと不利になります。

- その5 日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
 - ・帰化を申請する者は無国籍者であるか、または日本の国籍を取得することによって、それまで有していた国籍を失う者でなければなりません。

- その6 日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党や団体を結成したり、これに加入したことがない者でなければならない。

必要書類例

(作成書類)

- ・ 帰化許可申請書
- ・ 帰化の動機書
- ・ 履歴書
- ・ 宣誓書
- ・ 親族の概要を記載した書面
- ・ 生計の概要を記載した書面
- ・ 事業の概要を記載した書面
- ・ 自宅勤務先等付近の略図

(官公署から取寄せる書類)

- ・ 本国法によって能力を有することの証明書
- ・ 在勤および給与証明書、最終学校の卒業証明書、中退証明書、在学証明書
- ・ 国籍を証する書面
- ・ 身分関係を証する書面
- ・ 外国人登録証明書
- ・ 納税証明書
- ・ 法定代理人の資格を証する書面
- ・ 会社の登記簿謄本
- ・ 預貯金の現在高証明書、有価証券保有証明書、不動産登記簿謄本
- ・ 運転記録証明書

(その他)